

# NPO法人ささえる

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、NPO法人ささえる（以下、「法人」という）定款第19条第1項の規定に基づき、法人役員に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

### (報酬の支給及び費用の弁償)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費、また、常勤職員、パートタイマー及びアルバイト職員として職務を遂行した際は、職員就業規則の規定に基づき、支給することができる。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第5条 この規定に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

### 附則

この規程は、令和2年8月1日より施行する。